

平成21年 9月30日
消 防 庁

「消防法施行規則の一部を改正する省令」（案）等に対する意見募集の結果

消防庁では、「消防法施行規則の一部を改正する省令」（案）等について、平成21年7月24日から平成21年8月22日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、31件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表します。

1 改正理由

今回の消防法施行規則等の主な改正理由は以下のとおりです。

- ① 平成20年10月に発生した大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえ、平成21年6月に「予防行政のあり方に関する検討会」において、個室ビデオ店等の防火安全対策について報告書が取りまとめられ、同様の被害を防止する観点から、自動火災報知設備の機能を一部強化するとともに、避難経路における煙の滞留を想定した対策等を進めることが必要であるとされたこと。
- ② 平成21年2月に「大規模地震に対応した消防用設備等のあり方に関する検討会」において、「大規模地震に対応した消防用設備等のあり方に関する検討会報告書(中間報告)」が取りまとめられ、当該報告書において大規模・高層の防火対象物等における停電時の長時間避難に対応した誘導表示に係る規定を整備することが必要であるとされたこと。

2 意見募集の結果

省令案等の概要について、平成21年7月24日から平成21年8月22日までの間、意見を募集したところ、31件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

3 省令等の公布

消防庁では、パブリック・コメント手続きの実施結果等も踏まえて検討し、「消防法施行規則等の一部を改正する省令」（平成21年総務省令第93号）、「誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する告示」（平成21年消防庁告示第21号）及び「非常警報設備の基準の一部を改正する件」（平成21年消防庁告示第22号）を平成21年9月30日に公布しました。



(事務連絡先) 総務省消防庁予防課
(担当: 藤原補佐、荒川事務官)
TEL 03-5253-7523 (直通)
FAX 03-5253-7533

【消防法施行規則等の一部を改正する省令（案）等についての御意見及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
①大阪市個室ビデオ店火災に係る改正に関するご意見		
No.1	<p>個室ビデオ店、インターネットカフェ等において、すべての利用者、従業員等の喫煙、ライター等の持ち込みを禁止させるべき。</p> <p>また、施設内の喫煙を許容することを目的に、煙感知器の感度を下げるべきではない。</p>	<p>喫煙等については、各店舗において、火災予防上の観点から防火管理を適切に実施していただくことが必要と考えます。</p> <p>また、煙感知器については、設置場所の状況に応じ、適切な感度の機能等を有するものを設置することが必要であると考えます。</p>
No.2	<p>演出効果としてスモークマシーンを設置しているカラオケボックスにおいて、火災以外での火災報知器の作動を防止するための対策として熱感知器を設置している場合には、熱感知器のままでよいか。</p>	<p>今回の改正は、個室ビデオ店等において避難の際に煙等により危険な状態に至るまでの余裕時間が少ないことから、火災の早期覚知のため、煙感知器を義務付けることとしたものですので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第23条第5項第3号の2に規定する個室（これに類する施設を含む。）に該当する場合には、煙感知器を設置することが必要です。</p>
No.3	<p>今回のような、火災の早期発見や避難誘導に対する措置は、(2)項二の用途に限らず、他の用途にも拡大するべきではないか。</p>	<p>今回の改正は、火災による煙・熱が内部で急激に滞留しやすく、利用客が周囲の状況に気づきにくいこと等により、潜在的に逃げ遅れによる人命危険性が大きいことに着目して、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一(2)項二に掲げる用途の防火対象物を対象としたものですが、他の用途の場合においても必要に応じ同様の措置を自主的に講じていただくことが望ましいと考えます。</p>
No.4	<p>個室の定義として、天井までの完全間仕切りだけを想定するのか、上部の隙間が何センチのときまでを個室と想定するのか、明確化すべきかと思います。</p>	<p>個室については、壁等により完全に区画された部分だけではなく、間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も、「類する施設」として対象に加えていますが、その形態は多種多様なものが考えられますので、各々の実態に即して判断する必要があると考えます。</p>
No.5	<p>煙感知器を設置すると、タバコの煙等だけで火災に至らない場合にも火災報知器が作動することが多いので、煙感知器の設置義務化には反対する。</p>	<p>個室ビデオ店等においては、避難の際に煙等により危険な状態に至るまでの余裕時間が少ないことから、火災の早期覚知のため、煙感知器を義務付けることが必要であると考えます。</p> <p>また、煙感知器については、設置場所の状況に応じ、適切な感度の機能等を有するものを設置することが必要であると考えます。</p>
No.6	<p>関係者の中には、受信機の各種スイッチをあらかじめ操作して、ベルが鳴らないようにする者もいるので、再鳴動機能に加えて、更に厳重な措置が必要</p>	<p>自動火災報知設備が所期の機能を発揮するよう、受信機操作部の各スイッチは正常な位置に保つこととされています（消防法施行規則第24条の2第1号口）。</p> <p>また、これに違反した場合には是正命令や罰則の対象となりますので</p>

	と考える。	で、これらについて、一層の周知徹底を図ってまいります。
No.7	再鳴動機能付き受信機の設置を義務付けることについて、各店舗の規模と耐用年数に応じて対象を検討すべき。	今回の改正は、昨年10月に発生した個室ビデオ店における火災の教訓を踏まえ、関係者等が受信機を操作して地区音響装置を停止した場合に、火災の報知が遅れることを防止するための措置ですので、その趣旨をご理解頂きたいと思います。
No.8	個室でのヘッドホン利用時における火災警報音を聞き取るための具体的な措置が示されていないが、ガイドライン等で示されるのか。 また、カラオケやネットカフェなどは、全国的なチェーン店も多く、各都市で異なる考え方をとるべきではないので、その運用を統一するため、より具体的な説明が必要である。	具体的な措置としては、地区音響装置の増設により必要な音圧を確保すること、カトリレー（警報音以外の音響を停止する措置）等により警報音以外の音響を停止すること等が考えられるところであり、必要に応じ、技術情報の提供を行う予定です。
No.9	「ヘッドホン等を用いたサービスを提供する個室について、当該サービスの提供中であっても、地区音響装置及び非常警報設備の警報音が聞きとれるように措置すること」について、火災の発生を光の点滅等により確実に報知できるよう措置されている場合も規定すべき。	今回の改正における「警報音を確実に聞き取ることができるような措置」としては、個室等でのヘッドホン利用に伴う警報音の伝達障害を排除する措置を想定しています。 なお、ご指摘のような聴覚障害者への配慮についても、各事業者において積極的に取り組むことが望ましいと考えます。
No.10	通路誘導灯を上部のみではなく、床面又はその直近の箇所に設けることとした理由が不透明である。	個室ビデオ店等においては、一般的に通路幅が狭く、火災時に煙が天井付近から蓄積されることにより、誘導灯が通路上部に設けられている場合には、避難開始後短時間で見えなくなるおそれがあることから、低い位置で避難方向を指示することが必要であると考えたものです。
No.11	通常、誘導灯の設置により誘導標識が免除されるが、誘導標識の設置により誘導灯が免除されるという根拠はなにか。	今回の改正は、通路誘導灯を床面等に設けるか、又は通路誘導灯に加えて蓄光式誘導標識を床面等に設置することを義務付けるものであり、通路誘導灯の設置が免除されるものではありません。
No.12	通路誘導灯の廊下及び通路の床面又はその直近の有効な場所への設置義務付けについて、建物の大きさ、室数、廊下の長さ等、規模に応じて対象を検討すべき。	個室ビデオ店等においては、一般的に通路幅が狭く、火災時に煙が天井付近から蓄積されることにより、誘導灯が通路上部に設けられている場合には、避難開始後短時間で見えなくなるおそれがあることから、低い位置で避難方向を指示することを求めるものとしたものです。

No.13	<p>施行日・経過措置について、音圧を上げる対応であれば可能ですが、それ以外の対策であれば、平成21年12月1日から施行対応することは不可能である。</p>	<p>警報音の音圧を上げる、警報音以外の音響を停止する、内部構造(間仕切り等)を改修する等、個々の対象物に応じて適切な方法を選択することにより、対処いただきたいと思います。</p> <p>なお、既存の防火対象物については1年間の経過措置期間を設けます。</p>
-------	--	--

②緊急地震速報に対応した非常放送に係る改正に関するご意見		
No.14	<p>非常放送の鳴動中に地震動予報等を受信した場合には、非常放送に割り込んで、地震動予報等に係る放送をしなければならないか。</p>	<p>ご質問のような措置を義務付けるものではありません。今回の改正は、火災の発生を有効に報知することを妨げない範囲で、地震動予報等に係る放送が行われるよう必要な条件を定めるものです。</p>
No.15	<p>緊急地震速報を火災に対する放送よりも優先することは本来の非常警報設備の趣旨から逸脱している。</p> <p>緊急地震速報を放送すること自体が、改正案の火災の発生の報知に支障が生じる場合に当たらないか。</p>	<p>緊急地震速報は、大規模地震対策の一環として推奨されており、今回の改正は、火災放送に支障を生じない範囲で、緊急地震速報を優先して放送するための要件を明確化したものであります。すなわち、緊急地震速報を非常放送設備において放送することを義務づけるものではありません。</p> <p>緊急地震速報の放送に要する時間が短時間であり、その後に自動的に火災放送に移行する場合は、火災の発生を有効に報知することを妨げることにならないと考えます。</p>
No.16	<p>緊急地震速報を優先して流すのであれば、緊急地震速報に係る受信端末を消防法上の放送設備の構成機器と位置付けるとともに、緊急地震速報を火災放送と同等の放送と位置付けるべき。</p>	<p>今回の改正は、火災放送に支障を生じない範囲で、緊急地震速報に係る放送を行うための要件を定めたものであり、緊急地震速報に係る受信端末等の構成機器の仕様を規定する必要はないと考えます。</p>
No.17	<p>緊急地震速報の受信端末について、システム上の要件(信号条件である電圧、電流、インターフェースの要否等)や放送内容が未だ明確になっておらず、業者ごとに機器の使用も様々であり、要件の統一が図られるべき。</p>	<p>受信端末との接続等については、個別の状況に応じ適切に対処する必要がありますが、円滑な運用が行えるよう必要に応じ、技術情報の提供を行う予定です。</p>
No.18	<p>地震発生時、本震の後、余震が繰り返される可能性が高く「地震動予報等に係る放送に要する時間が短時間である」とする根拠が不明確である。また、停電時において、余震による全館一斉</p>	<p>余震が繰り返され、地震動予報等を繰り返し受信した場合や、非常電源容量が著しく不足してしまうような場合であっても、火災放送に支障を生じないように措置する必要があると考えます。</p> <p>これらの具体例等については、必要に応じ、技術情報の提供を行う予定です。</p>

	放送が何度も行なわれたこと等により、本来確保すべき消防法施行規則の非常電源容量（有効に10分間作動）を確保できないおそれがあると考え	
No.19	改正案に対応した放送設備を施行日までに出荷することは難しい。	今回の改正は、緊急地震速報を非常放送設備において放送することを義務づけるものではありません。 必要に応じ、対応いただければ足りるものです。
No.20	地震速報に対応した非常放送に関わる対応について、各店舗の規模に応じた形で段階的に考えていただきたい。	今回の改正は、緊急地震速報を非常放送設備において放送することを義務づけるものではありませんので、ご意見のような対応は不要と考えます。

③停電時の長時間避難に対応した誘導表示に係る改正に関するご意見		
No.21	近年建築物・施設は大規模・高層化し、誘導灯が20分・30分で避難できるものではなくなってきている。 今回改正案の誘導灯が有効に60分間作動できる容量の非常電源の確保は当然のことである。しかし、その切り替えにかかる費用、施工等は多大な負担を余儀なくされる。 その対応として、高輝度蓄光式避難誘導標識の有効性を活用した消防法改正案は的確であり、賛成します。	賛成のご意見として承ります。
No.22	停電時の長時間避難時のような暗闇状態での視覚は黒白の明暗しか視認できないので、蓄光式誘導標識に使用される蓄光材料の発光色は、暗闇状態での避難誘導効果に影響しないのではない	暗闇においても発光色を認識することは可能であると考えております。また、誘導標識は法令上平常時においても緑色とされ、施設利用者の間でも定着していると考えられますので、発光時においても緑色又はこれに類する色とすることが原則であると考えます。
No.23	暗所にて長時間経過した後の視認性は、桿体細胞による暗所視であることは公知であり、文献等では光源として暗順応感度が最も優れた「507nm」を用いるのがよいとされている。これらを	誘導標識は法令上平常時においても緑色とされ、施設利用者の間でも定着していると考えられますので、発光時においても緑色又はこれに類する色とすることが原則であると考えます。

	踏まえると、蓄光式避難誘導標識の発光色としては「507nm」を中心に考慮することが有効と考えられる。	
No.24	<p>非常電源が災害により被害にあい、稼働しない可能性があり、避難誘導灯としての役割を果たす事が出来なくなるが、高輝度蓄光式誘導標識は電源を要しないので、災害発生時には避難誘導標識としての役割を十分に果たし、迅速な避難行動が可能になると考える。</p> <p>また、社会的背景においては、温暖化対策として CO2 削減の動きが目立っている。その中で、電源を利用する避難誘導灯と利用しない高輝度蓄光誘導標識では、大きな差を感じる。</p> <p>現状の省令では、高輝度蓄光式誘導標識の位置づけは、まだまだ低いように思われる。</p> <p>今回改正で、万が一の事故を考えての内容を含めて頂くことを強く願う。</p>	<p>今回の改正は、誘導灯を補完するものとして蓄光式誘導標識を設置することができることを規定したのですが、蓄光式誘導標識は、暗所での視認性の確保に有効なものであり、こうした特性に応じて適宜活用されることが望ましいと考えます。</p>

④コンビニエンスストア等における誘導灯に係る改正に関するご意見		
No.25	<p>現在、冷蔵室では、誘導灯の使用可能温度外のため、冷蔵室扉の室内側に緑色灯を設置し対応しているが、冷蔵室内の当該緑色灯の代わりに蓄光式誘導標識でも適用可能としてほしい。</p>	<p>今回の改正は、用途を限定していないため、改正基準の要件を満たす場合には、誘導灯を蓄光式誘導標識により代替することは可能です。</p>
No.26	<p>避難階であれば、地階及び無窓階であっても蓄光式誘導標識が設置している等の条件を満たしていれば誘導灯を免除することができるか。</p>	<p>改正基準の要件を満たす場合には、お見込みのとおりです。</p>
No.27	<p>単独店の場合とワンフロアにコンビニエンスストアを含む複数のテナントがある場合の誘導灯と誘導標識の具体的設置事例及び設置を要しない具体的事例を示していただきたい。</p>	<p>一般的な設置例等については、必要に応じ、技術情報の提供を行う予定です。</p>

⑤複数の改正事項に関連するご意見		
No.28	今回の改正(案)では、設置対象となる蓄光式誘導標識が、高輝度蓄光誘導標識に限定されているが、中輝度蓄光式誘導標識が対象外となった根拠は何か。	誘導灯を補完・代替するものとして用いられる蓄光式誘導標識においては、避難口や避難方向のシンボルが容易に認識できるものとする必要があり、そのために十分な輝度を確保する観点から、高輝度蓄光式誘導標識を用いることが適当と判断しました。
No.29	中輝度蓄光式誘導標識は、その普及を図ってきたが、今後の行政の方針としてこの製品はどのように位置づけられるのか。	蓄光式誘導標識は、暗所での視認性の確保に有効なものであり、中輝度蓄光式誘導標識についても、その特性に応じて適宜活用されることが望ましいと考えます。
No.30	今回の改正において、高輝度蓄光式誘導標識の基準に盛り込まれている、設置環境の照度、（設置された現場での）輝度については、全ての蓄光式誘導標識に適用されるべきではないのか。	誘導灯を補完・代替するものとして用いられる場合についてご指摘の基準を設けたものですが、これら以外についても、自主的に今回の基準によって、設置・維持されることは望ましいものと考えます。
No.31	高輝度蓄光式誘導標識を代替する「光を発する帯状の標示」とは、どのような標示をいうのか。 また、この中には電気的エネルギーによる標示も含まれるのか。 含まれるのであれば、非常電源の容量も定めるべきではないか。	ご質問の標示は、連続したライン状の発光体を用いたものを考えており、これについては、必要に応じ、技術情報の提供を行う予定です。 また、標示について、光源は特定していませんので、電気的エネルギーによるものも含まれます。電気的エネルギーによるものについては、設置場所に応じて、20分又は60分間の容量の非常電源が必要になると考えます。

消防法施行規則等の一部を改正する省令等について

平成 21 年 9 月
消 防 庁 予 防 課

1 大阪市個室ビデオ店火災に係る改正

【改正理由】

平成 20 年 10 月に発生した大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえ、消防庁では、所轄消防機関と連携して火災原因調査を行うとともに、全国の消防機関を通じて個室ビデオ店等に係る緊急調査等を行った。また、個室ビデオ店を想定した火災実験やシミュレーションを行い、火災の性状や消防用設備等の作動状況に関するデータの収集等を行ってきたところである。

これらの調査等を踏まえつつ、同様の被害を防止する観点から、「予防行政のあり方に関する検討会」において、個室ビデオ店等の防火安全対策について報告書が取りまとめられ（平成 21 年 6 月）、その構造や利用形態等から、火災による煙・熱が内部で急激に滞留しやすく、利用客が周囲の状況に気づきにくいこと、また、潜在的に逃げ遅れによる人命危険性が大きいことから、自動火災報知設備の機能を一部強化するとともに、避難経路における煙の滞留を想定した対策等を進めることが必要であるとされた。

【改正内容】

- ① 令別表第一 (2) 項二に掲げる防火対象物及び同表(16)項、(16 の 2)項、(16 の 3)項に掲げる防火対象物の同表(2)項二に掲げる防火対象物の用途に供される部分の個室その他これに類する施設に煙感知器の設置を義務付ける（消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 23 条第 5 項第 3 号の 2）。
- ② 令別表第一 (2) 項二に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する防火対象物に設置する受信機に再鳴動機能を義務付ける（規則第 24 条第 2 号ハ）。
- ③ 令別表第一 (2) 項二に掲げる防火対象物及び同表(16)項、(16 の 2)項、(16 の 3)項に掲げる防火対象物の同表(2)項二に掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、ヘッドホン等を用いたサービスを提供する個室（これに類する施設を含む。）について、当該サービスの提供中にあっても、地区音響装置及び非常警報設備の警報音が聞き取れるように措置することを義務付ける（規則第 24 条第 5 号イ(ハ)、同条第 5 号の 2 イ(ハ)、第 25 条の 2 第 2 項第 1 号イ(ハ)、同項第 3 号イ(ハ)）。
- ④ 令別表第一 (2) 項二に掲げる防火対象物及び同表(16)項、(16 の 2)項、(16 の 3)項に掲げる防火対象物の同表(2)項二に掲げる防火対象物の用途に供される部分に設ける通路誘導灯（階段及び傾斜路に設けるものを除く。）にあつては、廊下及び通路の床面又はその直近の避難上有効な場所に設けることとする。ただし、消防庁長官が定めるところにより、蓄光式誘導標識が設けられている場合にあつては、この限りではない（規則第 28 条の 3 第 4 項第 3 号の 2）。

- ⑤ 消防庁長官が定める蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目として、次のアからオまでの事項を定める。ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法により同等以上の避難安全性を確保するように措置されている場合にあっては、この限りでない（誘導灯及び誘導標識の基準第3の2）。
- ア 蓄光式誘導標識は、高輝度蓄光式誘導標識とすること。
- イ 蓄光式誘導標識は、床面又はその直近の箇所に設けること。
- ウ 廊下及び通路の各部分から一の蓄光式誘導標識までの歩行距離が7.5メートル以下となる箇所及び曲がり角に設けること。
- エ 蓄光式誘導標識は、性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。
- オ 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。

2 緊急地震速報に対応した非常放送に係る改正

【改正理由】

緊急地震速報は、平成19年10月1日から一般利用者への提供が開始されており、防火対象物においても、地震対策の一環として導入の動きが広がっている。

一方、現状においては、緊急地震速報に係る放送は、消防法上の放送設備（警報設備の一種）として設けられている非常放送用のアンプのチャンネルではなく、業務放送用のチャンネルを利用して行われていることが一般的となっている。

その背景としては、現行の放送設備に係る基準は火災を想定したものとなっており、緊急地震速報の受信機器等の接続やこれに対応した放送内容等は想定されていないことがあると考えられる。

しかし、放送設備を用いることができれば、停電時も非常電源（蓄電池設備）による放送が可能となり、また全館への一斉放送も容易に実施できること等のメリットがあることから、放送設備において緊急地震速報を導入する場合の要件の明確化を図ることとする。

【改正内容】

- ① 火災の際に遮断しなければならない非常警報以外の放送から、地震動予報等に係るもので、これに要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを妨げないものを除くこととする（規則第25条の2第2項第3号リ、非常警報設備の基準第4第1号(四)）。
- ② 地震動予報等に係る放送を行う機能を有するものにあつては、地震動予報等に係る放送を行っている間に、起動装置若しくは操作部を操作した場合又は自動火災報知設備等から起動のための信号を受信した場合には、地震動予報等に係る放送が終了した後、直ちに、かつ、自動的に非常警報の放送を行うものとする（非常警報設備の基準第4第1号(五)）。

3 停電時の長時間避難に対応した誘導表示に係る改正

【改正理由】

大規模地震の際に、安全のため屋外等への避難を行う場合、大規模・高層の防火対象物や地下駅舎等においては、地上とのアクセスが構造上制限されること、建築物内の移動距離が長くなること、強い揺れに伴い避難障害や要救助者を生ずる恐れがあること等から、避難を完了するまでに相当の時間を要することが想定されており、「大規模地震に対応した消防用設備等のあり方に関する検討会報告書(中間報告)」（大規模地震に対応した消防用設備等のあり方に関する検討会（座長：寺本隆幸東京理科大学工学部第二部建築学科教授）平成21年2月）においても、大規模・高層の防火対象物等においては、停電時の長時間避難に対応した誘導表示に係る規定を整備することが必要であるとされている。

そこで、停電時の長時間避難に対応した誘導表示を確保するため、大規模・高層の防火対象物、地下街及び地下駅舎等について、誘導灯が有効に60分間作動できる容量の非常電源の確保を義務付けることとする。

【改正内容】

- ① 非常電源の容量として誘導灯が有効に60分間作動できる容量を確保しなければならない場所として地階にある乗降場及びこれに通ずる階段、傾斜路及び通路を加えるとともに、消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分の通路誘導灯については、非常電源の容量を誘導灯が20分間作動できる容量とする（規則第28条の3第4項第10号）。
- ② 消防庁長官が定める蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目として、次のアからオまでの事項を定める。ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法により同等以上の避難安全性を確保するように措置されている場合にあっては、この限りでない（誘導灯及び誘導標識の基準第3の2）。
 - ア 蓄光式誘導標識は、高輝度蓄光式誘導標識とすること。
 - イ 蓄光式誘導標識は、床面又はその直近の箇所設けること。
 - ウ 廊下及び通路の各部分から一の蓄光式誘導標識までの歩行距離が7.5メートル以下となる箇所及び曲がり角に設けること。
 - エ 蓄光式誘導標識は、性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。
 - オ 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。
- ③ 非常電源の容量として誘導灯が有効に60分間作動できる容量を確保しなければならない防火対象物に、令別表第一（10）項に掲げる防火対象物及び同表（16）項に掲げる防火対象物の同表（10）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分で、乗降場が地階にあるもの（地下駅舎）のうち、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市

町村長)又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したものを加える(誘導灯及び誘導標識の基準第4第3号)。

4 コンビニエンスストア等における誘導灯に係る改正

【改正理由】

平成20年度「特区、規制改革、公共サービス改革集中受付月間」の一環として募集された全国規模の規制改革要望において、(社)日本フランチャイズチェーン協会から「コンビニエンスストアにおける誘導灯及び誘導標識に関する特例適用事業」について要望があったところである。これを受けて、避難口に一定の蓄光式誘導標識が設置されている等の条件を満たす居室について、誘導灯の設置を免除することとする。

【改正内容】

- ① 誘導灯及び誘導標識の設置を要しないこととされている令第26条の避難が容易であると認められる防火対象物又はその部分で総務省令で定めるものとして、次のアからウまでを満たす居室を加える(規則第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号)。
 - ア 直接地上に通ずる出入口(主として当該居室に存する者が利用するものに限る。)を有していること。
 - イ 室内の各部分から、避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30メートル以下であること。
 - ウ 消防庁長官が定めるところにより、蓄光式誘導標識が設けられていること。
- ② 消防庁長官が定める蓄光式誘導標識の設置及び維持の基準として、次のアからエまでの事項を定める(誘導灯及び誘導標識の基準第3第1号)
 - ア 蓄光式誘導標識は、高輝度蓄光式誘導標識とすること。
 - イ 蓄光式誘導標識は、避難口の上部又はその直近の箇所に設けること。
 - ウ 蓄光式誘導標識は、性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。
 - エ 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。

5 一般社団法人・一般財団法人法の施行に伴う改正

【改正理由】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)の施行に伴い、従来の社団法人及び財団法人に係る規定が廃止され、一般社団法人及び一般財団法人が新たに規定されたため、消防法施行規則においても、当該法人に係る規定を整備する必要がある。今般の公益法人改革によって、一般財団法人及び一般社団法人は主務

官庁の監督に服することが無くなったことも踏まえ、今後登録に係る事務は、消防庁長官が行うこととする。

【改正内容】

- ① 公益法人の登録に係る部分を削除する（規則第4条の5第1項、第4条の6第2項、第31条の4第1項、第31条の5第2項及び第31条の6第6項）。
- ② 「総務大臣又は消防庁長官」を「消防庁長官」に改める（規則第4条の6第1項及び第4項、第31条の5第1項及び第4項並びに第31条の7）。
- ③ 「定款又は寄附行為」を「定款」に改める（規則第1条の4及び第33条の15）。

6 屋内消火栓設備に用いる金属製の管継手に係る改正

【改正理由】

金属製管継手のJIS規格として、JISB2309が新たに制定されたことを受けて、屋内消火栓に用いる金属製の管継手に当該型番を追加。

【改正内容】

屋内消火栓設備に用いることのできる溶接式鋼管用継手として、JISB2309に適合するものを加える（規則第12条第6号ホ(イ)）。

7 施行日・経過措置

- ① 1・2・4に係る改正事項については、平成21年12月1日から施行する。ただし、平成21年12月1日において自動火災報知設備、非常警報設備及び誘導灯に係る技術上の基準に適合しないこととなる防火対象物については、平成22年11月30日までの間は、なお従前の例による（消防法施行規則等の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）附則第1項及び第4項）。
- ② 3に係る改正事項については、平成22年9月1日から施行する。ただし、平成22年9月1日において誘導灯に係る技術上の基準に適合しないこととなる防火対象物については、平成24年8月31日までの間は、なお従前の例による（改正省令附則第1項及び第5項）。
- ③ 5・6については、公布の日から施行する。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人及び特例財団法人については、総務大臣による登録によることとする。また、総務大臣の登録を受けている特例社団法人又は特例財団法人が、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人となった場合には、当該特例社団法人又は当該特例財団法人に係る総務大臣の登録は、改正後の規定による消防庁長官による登録とみなすこととする（改正省令附則第1項、第2項及び第3項）。

○総務省令第九十三号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条の三第二項及び第十七条の三の三、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十六条第一項ただし書及び第三十三条の規定に基づき、並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行に伴い、消防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月三十日

総務大臣 原口 一博

消防法施行規則等の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。

第四条の五第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）であつて総務大臣の登録を受けたもの又は公益法人以外の法人であつて」を削り、「受けたもの」を「受けた法人」に改める。

第四条の六第一項中「総務大臣又は消防庁長官」を「消防庁長官」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「消防庁長官は、前項の規定」に改め、「が公益法人である場合にあつては総務大臣（第四項において単に「総務大臣」という。）又は登録申請者が公益法人以外の法人である場合にあつては消防庁長官（第四項において単に「消防庁長官」という。）は、登録申請者を削り、同条第四項中「総務大臣又は消防庁長官」を「消防庁長官」に改める。

第十二条第一項第六号ホ(イ)の表中「B二三一一」を「B二三〇九、B二三一一」に改める。

第三十一条の四第一項中「公益法人で総務大臣が次条の規定により登録するもの又は公益法人以外の法人で」を削り、「登録するもの」を「登録する法人」に改める。

第三十一条の五第一項中「総務大臣又は消防庁長官」を「消防庁長官」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「消防庁長官は、前項の規定」に改め、「が公益法人である場合にあつては総務大臣（次項において単に「総務大臣」という。）又は登録申請者が公益法人以外の法人である場合にあつては消防庁長官（次項において単に「消防庁長官」という。）は、登録申請者を削り、同条第四項中「総務大臣又は消防庁長官」を「消防庁長官」に改める。

第三十一条の六第六項中「公益法人であつて総務大臣の登録を受けたもの又は公益法人以外の法人であつて」を削り、「受けたもの」を「受けた法人」に改める。

第三十一条の七第一項及び第二項中「総務大臣又は消防庁長官」を「消防庁長官」に改める。

第三十三条の十五第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。

第二条 消防法施行規則の一部を次のように改正する。

第二十三条第五項中「第二号」の下に「及び第三号の二」を加え、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 遊興のための設備又は物品を客に利用させる役務の用に供する個室（これに類する施設を含む。）（令別表第一(二)項ニ、(共)項イ、(共)項及び(共)項に掲げる防火対象物（同表(共)項イ、(共)項及び(共)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(二)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）の部分に限る。）

第二十四条第二号ハ中「特定一階段等防火対象物」の下に「及びこれ以外の防火対象物で令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの」を加え、同条第五号イ中「(イ)及び(ロ)」を「(イ)から(ハ)まで」に改め、同号イに次のように加える。

(ハ) 令別表第一(二)項ニ、(共)項イ、(共)項及び(共)項に掲げる防火対象物（同表(共)項イ、(共)項及び(共)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(二)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。次号イ(ハ)並びに第二十五条の二第二項第一号イ(ハ)及び第三号イ(ハ)において同じ。）のうち、遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供する個室（これに類する施設を含む。以下この号、次号イ(ハ)並び

に第二十五条の二第二項第一号イ(ハ)及び第三号イ(ハ)において同じ。)があるものにあつては、当該役務を提供している間においても、当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるとともに措置されていること。

第二十四条第五号の二イ中「(イ)及び(ロ)」を「(イ)から(ハ)まで」に改め、同号イに次のように加える。

(ハ) 令別表第一(二)項ニ、(共)項イ、(共)項及(共)項及び(共)項に掲げる防火対象物のうち、遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供する個室があるものにあつては、当該役務を提供している間においても、当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるとともに措置されていること。

第二十五条の二第二項第一号イ中「(イ)及び(ロ)」を「(イ)から(ハ)まで」に改め、同号イに次のように加える。

(ハ) 令別表第一(二)項ニ、(共)項イ、(共)項及(共)項及び(共)項に掲げる防火対象物のうち、遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供する個室があるものにあつては、当該役務を提供している間においても、当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるとともに措置されていること。

第二十五条の二第二項第三号イ中「(イ)及び(ロ)」を「(イ)から(ハ)まで」に改め、同号イに次のように加える。

(ハ) 令別表第一(二)項ニ、(イ)項イ、(ロ)項及び(ハ)項に掲げる防火対象物のうち、遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供する個室があるものにあつては、当該役務を提供している間においても、当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるよう措置されていること。

第二十五条の二第二項第三号リ中「放送」の下に「(地震動予報等に係る放送(気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)第十三条の規定により気象庁が行う同法第二条第四項第二号に規定する地震動についての同条第六項に規定する予報及び同条第七項に規定する警報、気象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第一百一号)第十条の二第一号イに規定する予報資料若しくは同法第七十一条第一項の許可を受けた者が行う地震動についての予報を受信し又はこれらに関する情報を入力した場合に行うものをいう。)であつて、これに要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを妨げないものを除く。)」を加える。

第二十八条の二第一項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、令別表第一(一)項から(イ)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次のイからハまでに該当するもの

イ 次条第三項第一号イに掲げる避難口(主として当該居室に存する者が利用するものに限る。以下この号、次項第二号及び第三項第三号において同じ。)を有すること。

ロ 室内の各部分から、次条第三項第一号イに掲げる避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

ハ 燐光等により光を発する誘導標識（以下この条及び次条において「蓄光式誘導標識」という。）が消防庁長官の定めるところにより設けられていること。

第二十八条の二第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 前号に掲げるもののほか、令別表第一(一)項から(六)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次のイ及びロに該当するもの

イ 次条第三項第一号イに掲げる避難口を有すること。

ロ 室内の各部分から次条第三項第一号イに掲げる避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは蓄光式誘導標識を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

第二十八条の二第三項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、令別表第一(一)項から(六)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次のイ及びロに該当するもの

イ 次条第三項第一号イに掲げる避難口を有すること。

ロ 室内の各部分から次条第三項第一号イに掲げる避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若し

くは蓄光式誘導標識を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

第二十八条の三第四項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 令別表第一(二)項ニ、(共)項イ、〔六〕項及び〔六〕項に掲げる防火対象物(同表(共)項イ、〔六〕項及び〔六〕項に掲げる防火対象物にあつては、同表(二)項ニに掲げる防火対象物の用途に供する部分に限る。)に設ける通路誘導灯(階段及び傾斜路に設けるものを除く。)にあつては、床面又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている場合にあつては、この限りでない。

第二十八条の三第五項各号列記以外の部分中「誘導標識」の下に「(前条第一項第三号ハ及び前項第三号の二に基づき設置する蓄光式誘導標識を除く。)」を加える。

第三条 消防法施行規則の一部を次のように改正する。

第二十八条の三第四項第十号中「通路」の下に「乗降場(地階にあるものに限る。)」並びにこれに通ずる階段、傾斜路及び通路」を、「設けるもの」の下に「(消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分にあつては、通路誘導灯を除く。)」を加え、同条第五項中「及び前項第三号の二」を「並びに前項第三号の二及び第十号」に改める。
(消防法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 消防法施行規則の一部を改正する省令（平成十一年自治省令第五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「技術上の基準」の下に「（非常電源に係るものを除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十一年十二月一日から、第三条及び第四条の規定は平成二十二年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。次項において「整備法」という。）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人（次項において「特例民法法人」という。）に係るこの省令による改正後の消防法施行規則（以下「新規則」という。）

（第四条の五、第四条の六、第三十一条の四、第三十一条の五、第三十一条の六及び第三十一条の七の規定の適用については、第四条の五第一項並びに第四条の六第一項及び第二項中「消防庁長官」とあるのは「総務大臣」と、同条第四項中「これらの規定中「総務大臣」とあるのは「消防庁長官」と、第一条の四第二項中」とあるのは「第一条の四第二項中」と、第三十一条の四第一項並び

に第三十一条の五第一項及び第二項中「消防庁長官」とあるのは「総務大臣」と、同条第四項中「これらの規定中「総務大臣」とあるのは「消防庁長官」と、第一条の四第二項中」とあるのは「第一条の四第二項中」とあるのは「第一条の四第二項中」と、第三十一条の六第六項及び第三十一条の七第一項中「消防庁長官」とあるのは「総務大臣」と、同条第二項中「これらの規定中「総務大臣」とあるのは「消防庁長官」と、第一条の四第三項中」と読み替えるものとする。

3 この省令による改正前の消防法施行規則第四条の五第一項、第三十一条の四第一項若しくは第三十一条の六第六項又は前項の規定による読み替え後の新規則第四条の五第一項、第三十一条の四第一項若しくは第三十一条の六第六項の規定による読み替え後の新規則第四条の五第一項、第三十一条の四第一項若しくは第三十一条の六第六項の規定により公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）による公益社団法人又は公益財団法人となった場合又は整備法第四十五条の規定により通常の一般社団法人又は一般財団法人となった場合には、当該総務大臣の登録は、新規則第四条の五第一項、第三十一条の四第一項若しくは第三十一条の六第六項の規定による消防庁長官の登録とみなす。

4 平成二十一年十二月一日において現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における自動火災報知設備、非常警報設備及び誘導灯のうち、新規則第二十三条第五項、第二十四条第二号ハ、第五号イ

(ハ)及び第五号の二イ(ハ)、第二十五条の二第二項第一号イ(ハ)及び第三号イ(ハ)並びに第二十八条の三第四項第三号の二の規定に適合しないものに係る技術上の基準の細目については、平成二十二年十一月三十日までの間は、なお従前の例による。

5 平成二十二年九月一日において現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における誘導灯のうち、新規則第二十八条の三第四項第十号の規定に適合しないものに係る技術上の基準の細目については、平成二十四年八月三十一日までの間は、なお従前の例による。

○ 消防法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表（第一条関係）
消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（防火管理に関する講習に係る登録講習機関）</p> <p>第一条の四（略）</p> <p>2 登録を受けようとする法人は、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに講習の業務を開始しようとする年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 定款 及び登記事項証明書</p> <p>二 四（略）</p> <p>三 二 二（略）</p> <p>（防火性能の確認）</p> <p>第四条の五 登録表示者は、防災対象物品又はその材料が防火性能を有することについて、</p> <p>消防庁長官の登録を受けた法人（以下「登録確認機関」という。）による確認を受けた場合は、当該確認に係る防火物</p>	<p>（防火管理に関する講習に係る登録講習機関）</p> <p>第一条の四（略）</p> <p>2 登録を受けようとする法人は、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに講習の業務を開始しようとする年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>二 四（略）</p> <p>三 二 二（略）</p> <p>（防火性能の確認）</p> <p>第四条の五 登録表示者は、防災対象物品又はその材料が防火性能を有することについて、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）であつて総務大臣の登録を受けたもの又は公益法人以外の法人であつて消防庁長官の登録を受けたもの（以下「登録確認機関」という。）による確認を受けた場合は、当該確認に係る防火物</p>

品に付する防災表示に当該登録確認機関の名称を記載するものと
し、登録確認機関の確認を受けていない場合は、防災物品に付す
る防災表示に自らの名称及び防災性能を有することについて自ら
確認した旨を記載するものとする。ただし、防災性能を有するこ
とについて登録確認機関による確認を受けた登録表示者が、当該
確認に係る防災物品に付する防災表示に、当該登録確認機関の名
称に代えて、自らの名称及び防災性能を有することについて自ら
確認した旨を記載することを妨げない。

2 (略)

(登録確認機関)

第四条の六 前条第一項の規定による消防庁長官 の登
録（以下この条において単に「登録」という。）は、防災対象物
品又はその材料が防災性能を有していることについての確認（以
下この条において単に「確認」という。）を行おうとする法人の
申請により行う。

2 消防庁長官は、前項の規定により登録を申請した法人（以下こ
の項において「登録申請者」という。）

が次の要件を満たしているときは、登録をしなければなら

品に付する防災表示に当該登録確認機関の名称を記載するものと
し、登録確認機関の確認を受けていない場合は、防災物品に付す
る防災表示に自らの名称及び防災性能を有することについて自ら
確認した旨を記載するものとする。ただし、防災性能を有するこ
とについて登録確認機関による確認を受けた登録表示者が、当該
確認に係る防災物品に付する防災表示に、当該登録確認機関の名
称に代えて、自らの名称及び防災性能を有することについて自ら
確認した旨を記載することを妨げない。

2 (略)

(登録確認機関)

第四条の六 前条第一項の規定による総務大臣又は消防庁長官の登
録（以下この条において単に「登録」という。）は、防災対象物
品又はその材料が防災性能を有していることについての確認（以
下この条において単に「確認」という。）を行おうとする法人の
申請により行う。

2 前項の規定 により登録を申請した法人（以下こ
の項において「登録申請者」という。）が公益法人である場合に
あつては総務大臣（第四項において単に「総務大臣」という。）

又は登録申請者が公益法人以外の法人である場合にあつては消防
庁長官（第四項において単に「消防庁長官」という。）は、登録
申請者が次の要件を満たしているときは、登録をしなければなら

ない。

一〇四 (略)

3 (略)

4 第一条の四第二項及び第四項から第七項までの規定は第一項の申請について、第八項から第十五項まで及び第十七項から第二十二項までの規定は登録を受けた法人について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「消防庁長官

」と、第一条の四第二項中「講師」とあるのは「確認の業務を行う者」と、「講習の科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画」とあるのは「確認の業務に用いる機械器具その他の設備の概要」と、同項及び第五項中「主たる事務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに確認を行おうとする防火対象物品又はその材料」と、同条第七項中「第一項から第五項まで」とあるのは「第二項、第四項及び第五項並びに第四条の六第一項及び第二項」と、同条第九項中「毎年一回以上」とあるのは「確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、」と、同条第十項中「第二条の三に定める講習に係る基準」とあるのは「令第四条の三第四項及び第五項、第四条の三第三項から第七項までに定める基準並びに別表第一の二の二の消防庁長官が定める防火性能に係る耐洗たく性能の基準」と、同条第十五項中「講習を受講しようとする者」とあるのは「事業者」と、同条第十七項及び第二十一項第一号中「第三項

ない。

一〇四 (略)

3 (略)

4 第一条の四第二項及び第四項から第七項までの規定は第一項の申請について、第八項から第十五項まで及び第十七項から第二十二項までの規定は登録を受けた法人について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は消防庁長官」と、第一条の四第二項中「講師」とあるのは「確認の業務を行う者」と、「講習の科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画」とあるのは「確認の業務に用いる機械器具その他の設備の概要」と、同項及び第五項中「主たる事務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに確認を行おうとする防火対象物品又はその材料」と、同条第七項中「第一項から第五項まで」とあるのは「第二項、第四項及び第五項並びに第四条の六第一項及び第二項」と、同条第九項中「毎年一回以上」とあるのは「確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、」と、同条第十項中「第二条の三に定める講習に係る基準」とあるのは「令第四条の三第四項及び第五項、第四条の三第三項から第七項までに定める基準並びに別表第一の二の二の消防庁長官が定める防火性能に係る耐洗たく性能の基準」と、同条第十五項中「講習を受講しようとする者」とあるのは「事業者」と、同条第十七項及び第二十一項第一号中「第三項

」と、第一条の四第二項中「講師」とあるのは「確認の業務を行う者」と、「講習の科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画」とあるのは「確認の業務に用いる機械器具その他の設備の概要」と、同項及び第五項中「主たる事務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに確認を行おうとする防火対象物品又はその材料」と、同条第七項中「第一項から第五項まで」とあるのは「第二項、第四項及び第五項並びに第四条の六第一項及び第二項」と、同条第九項中「毎年一回以上」とあるのは「確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、」と、同条第十項中「第二条の三に定める講習に係る基準」とあるのは「令第四条の三第四項及び第五項、第四条の三第三項から第七項までに定める基準並びに別表第一の二の二の消防庁長官が定める防火性能に係る耐洗たく性能の基準」と、同条第十五項中「講習を受講しようとする者」とあるのは「事業者」と、同条第十七項及び第二十一項第一号中「第三項

「とあるのは「第四条の六第二項」と、同条第二十一項第三号中「第十六項又は第二十項」とあるのは「第二十項又は第四条の六第三項」と読み替えるものとする。

(屋内消火栓設備に関する基準の細目)

第十二条 (略)

一～五 (略)

六 (略)

イ～ニ (略)

ホ 管継手は、次の(イ)又は(ロ)に定めるところによること。

(イ) 金属製の管又はバルブ類を接続するものの当該接続部分にあつては、金属製であつて、かつ、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本工業規格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものとする。

種	種		日本工業規格
	フランジ継手	ねじ込み式継手	
手	溶接式継手		B二二二〇
フランジ継手以外の継手	ねじ込み式継手		B二二三〇一、B二二三〇二又はB二二三〇八のうち材料にG三二二一

「とあるのは「第四条の六第二項」と、同条第二十一項第三号中「第十六項又は第二十項」とあるのは「第二十項又は第四条の六第三項」と読み替えるものとする。

(屋内消火栓設備に関する基準の細目)

第十二条 (略)

一～五 (略)

六 (略)

イ～ニ (略)

ホ 管継手は、次の(イ)又は(ロ)に定めるところによること。

(イ) 金属製の管又はバルブ類を接続するものの当該接続部分にあつては、金属製であつて、かつ、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本工業規格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものとする。

種	種		日本工業規格
	フランジ継手	ねじ込み式継手	
手	溶接式継手		B二二二〇
フランジ継手以外の継手	ねじ込み式継手		B二二三〇一、B二二三〇二又はB二二三〇八のうち材料にG三二二一

手	
(ロ) (略)	
へり (略)	
七九 (略)	
2 (略)	
(消防用設備等の認定)	
第三十一条の四	
消防庁長官が次条の規定により登録する法人は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合していることの認定（次項及び次条において「認定」という。）を行うことができる。	
溶接式鋼管用 継手	四（S U S F 三〇四又はS U S F 三一六に限る。）又はG五一一一（S C S 一三又はS C S 一四に限る。）を用いるもの
	B二二〇九、B二二一一、B二二一二又はB二二一三（G三四六八を材料とするものを除く。）

手	
(ロ) (略)	
へり (略)	
七九 (略)	
2 (略)	
(消防用設備等の認定)	
第三十一条の四	
公益法人で総務大臣が次条の規定により登録するもの又は公益法人以外の法人で消防庁長官が次条の規定により登録するものは、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合していることの認定（次項及び次条において「認定」という。）を行うことができる。	
溶接式鋼管用 継手	四（S U S F 三〇四又はS U S F 三一六に限る。）又はG五一一一（S C S 一三又はS C S 一四に限る。）を用いるもの
	B二二一一、B二二一二又はB二二一三（G三四六八を材料とするものを除く。）

2・3 (略)

(登録認定機関)

第三十一条の五 前条第一項の規定による消防庁長官

の登録（以下この条において単に「登録」という。）は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具についての認定を行おうとする法人の申請により行う。

2 消防庁長官は、前項の規定により登録を申請した法人（以下この項において「登録申請者」という。）

が次の要件を満たしているときは、登録をしなければならない。

一〜四 (略)

3 (略)

4 第一条の四第二項及び第四項から第七項までの規定は第一項の申請について、第八項から第十五項まで及び第十七項から第二十二項までの規定は登録を受けた法人について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「消防庁長官」と、第一条の四第二項中「講師」とあるのは「認定の業務を行う者」と、「講習の科目、時間数、実施日程、実施

2・3 (略)

(登録認定機関)

第三十一条の五 前条第一項の規定による総務大臣又は消防庁長官の登録（以下この条において単に「登録」という。）は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具についての認定を行おうとする法人の申請により行う。

2 前項の規定により登録を申請した法人（以下この項において「登録申請者」という。）が公益法人である場合に

あつては総務大臣（次項において単に「総務大臣」という。）又は登録申請者が公益法人以外の法人である場合にあつては消防庁長官（次項において単に「消防庁長官」という。）は、登録申請者が次の要件を満たしているときは、登録をしなければならない。

一〜四 (略)

3 (略)

4 第一条の四第二項及び第四項から第七項までの規定は第一項の申請について、第八項から第十五項まで及び第十七項から第二十二項までの規定は登録を受けた法人について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は消防庁長官」と、第一条の四第二項中「講師」とあるのは「認定の業務を行う者」と、「講習の科目、時間数、実施日程、実施

場所等の実施計画」とあるのは「認定の業務に用いる機械器具その他の設備の概要」と、同項及び第五項中「主たる事務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに認定を行うとする消防用設備等又はこれらの部分である機械器具」と、同条第七項中「第一項から第五項まで」とあるのは「第二項、第四項及び第五項並びに第三十一条の五第一項及び第二項」と、同条第九項中「毎年一回以上」とあるのは「認定を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、」と、同条第十項中「第二条の三に定める講習に係る基準」とあるのは「設備等技術基準」と、同条第十五項中「講習を受講しようとする者」とあるのは「事業者」と、同条第十七項及び第二十一項第一号中「第三項」とあるのは「第三十一条の五第二項」と、同条第二十一項第三号中「第十六項又は第二十項」とあるのは「第二十項又は第三十一条の五第三項」と読み替えるものとする。

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)

第三十一条の六 (略)

255 (略)

6 法第十七条の三の三に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、

場所等の実施計画」とあるのは「認定の業務に用いる機械器具その他の設備の概要」と、同項及び第五項中「主たる事務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに認定を行うとする消防用設備等又はこれらの部分である機械器具」と、同条第七項中「第一項から第五項まで」とあるのは「第二項、第四項及び第五項並びに第三十一条の五第一項及び第二項」と、同条第九項中「毎年一回以上」とあるのは「認定を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、」と、同条第十項中「第二条の三に定める講習に係る基準」とあるのは「設備等技術基準」と、同条第十五項中「講習を受講しようとする者」とあるのは「事業者」と、同条第十七項及び第二十一項第一号中「第三項」とあるのは「第三十一条の五第二項」と、同条第二十一項第三号中「第十六項又は第二十項」とあるのは「第二十項又は第三十一条の五第三項」と読み替えるものとする。

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)

第三十一条の六 (略)

255 (略)

6 法第十七条の三の三に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、公益法人であつて総務大臣の登録を受け

消防庁長官の登録を受けた法人（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。

）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び次条第二項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

一〇十（略）

7（略）

（登録講習機関）

第三十一条の七 前条第六項の規定による消防庁長官

の登録は、同項の講習を行おうとする法人の申請により行う。

2 第一条の四第二項から第七項までの規定は前項の申請について、同条第八項から第二十二項までの規定は前項の登録を受けた法人について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「消防庁長官」と、第一条の四第

三項中「令第四条の二の二第一項第一号に掲げる防火対象物の防火管理者で、五年以上その実務経験を有する者」とあるのは「消防用設備等の研究、設計、製造又は検査の業務について二年以上の実務経験を有する者」と、「別記様式第一号による修了証の交付の方法」とあるのは「免状の交付及び回収の方法」と、同条第

たもの又は公益法人以外の法人であつて消防庁長官の登録を受けたもの（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。

）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び次条第二項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

一〇十（略）

7（略）

（登録講習機関）

第三十一条の七 前条第六項の規定による総務大臣又は消防庁長官

の登録は、同項の講習を行おうとする法人の申請により行う。

2 第一条の四第二項から第七項までの規定は前項の申請について、同条第八項から第二十二項までの規定は前項の登録を受けた法人について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は消防庁長官」と、第一条の四第

三項中「令第四条の二の二第一項第一号に掲げる防火対象物の防火管理者で、五年以上その実務経験を有する者」とあるのは「消防用設備等の研究、設計、製造又は検査の業務について二年以上の実務経験を有する者」と、「別記様式第一号による修了証の交付の方法」とあるのは「免状の交付及び回収の方法」と、同条第

十項中「第二条の三に定める講習に係る基準」とあるのは「消防庁長官が定める講習に係る基準」と、同条第十二項中「その他講習の業務の実施に必要事項」とあるのは「消防設備点検資格者がその資格を喪失した場合における必要な措置を行うための手続に関する事項その他講習の業務の実施に必要事項」と、同条第十六項中「講習を行った日からこれを六年間」とあるのは「免状を交付した日からこれを六年間」と、「別記様式第一号による修了証」とあるのは「免状」と、「前号の修了証」とあるのは「前号の免状」と読み替えるものとする。

(指定試験機関の指定の申請)

第三十三条の十五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款 及び登記事項証明書

二 十二 (略)

十項中「第二条の三に定める講習に係る基準」とあるのは「消防庁長官が定める講習に係る基準」と、同条第十二項中「その他講習の業務の実施に必要事項」とあるのは「消防設備点検資格者がその資格を喪失した場合における必要な措置を行うための手続に関する事項その他講習の業務の実施に必要事項」と、同条第十六項中「講習を行った日からこれを六年間」とあるのは「免状を交付した日からこれを六年間」と、「別記様式第一号による修了証」とあるのは「免状」と、「前号の修了証」とあるのは「前号の免状」と読み替えるものとする。

(指定試験機関の指定の申請)

第三十三条の十五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 十二 (略)

○ 消防法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表（第二条関係）
消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（自動火災報知設備の感知器等） 第二十三条 1～4 （略）</p> <p>5 令第二十一条第一項（第十二号を除く。）に掲げる防火対象物又はその部分のうち、第一号及び第三号に掲げる場所にあつては煙感知器を、第二号及び第三の二号に掲げる場所にあつては煙感知器又は熱煙複合式スポット型感知器を、第四号に掲げる場所にあつては煙感知器又は炎感知器を、第五号に掲げる場所にあつては炎感知器を、第六号に掲げる場所にあつては煙感知器、熱煙複合式スポット型感知器又は炎感知器を設けなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>三の二 遊興のための設備又は物品を客に利用させる役務の用に供する個室（これに類する施設を含む。）（令別表第一(一)項二、(六)項イ、(六)項及び(六)項に掲げる防火対象物（同表(六)項イ、(六)項及び(六)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(一)項二に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）の部分に限る。）</p>	<p>（自動火災報知設備の感知器等） 第二十三条 1～4 （略）</p> <p>5 令第二十一条第一項（第十二号を除く。）に掲げる防火対象物又はその部分のうち、第一号及び第三号に掲げる場所にあつては煙感知器を、第二号 に掲げる場所にあつては煙感知器又は熱煙複合式スポット型感知器を、第四号に掲げる場所にあつては煙感知器又は炎感知器を、第五号に掲げる場所にあつては炎感知器を、第六号に掲げる場所にあつては煙感知器、熱煙複合式スポット型感知器又は炎感知器を設けなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p>

四〇六 (略)

六〇九 (略)

(自動火災報知設備に関する基準の細目)

第二十四条

一・一の二 (略)

二 受信機は、次に定めるところにより設けること。

イ・ロ (略)

ハ 特定一階段等防火対象物及びこれ以外の防火対象物で令別

表第一(二)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに設ける受信機で、地区音響装置の鳴動を停止するスイッチ(以下この号において「地区音響停止スイッチ」という。)を設けるものにあつては、当該地区音響停止スイッチが地区音響装置の鳴動を停止する状態(以下この号において「停止状態」という。)にある間に、受信機が火災信号を受信したときは、当該地区音響停止スイッチが一定時間以内に自動的に(地区音響装置が鳴動している間に停止状態にされた場合においては自動的に)地区音響装置を鳴動させる状態に移行するものであること。

ニ〇リ (略)

三〇四 (略)

五 地区音響装置(次号に掲げるものを除く。以下この号にお

四〇六 (略)

六〇九 (略)

(自動火災報知設備に関する基準の細目)

第二十四条

一・一の二 (略)

二 受信機は、次に定めるところにより設けること。

イ・ロ (略)

ハ 特定一階段等防火対象物

に設ける受信機で、地区音響装置の鳴動を停止するスイッチ(以下この号において「地区音響停止スイッチ」という。)を設けるものにあつては、当該地区音響停止スイッチが地区音響装置の鳴動を停止する状態(以下この号において「停止状態」という。)にある間に、受信機が火災信号を受信したときは、当該地区音響停止スイッチが一定時間以内に自動的に(地区音響装置が鳴動している間に停止状態にされた場合においては自動的に)地区音響装置を鳴動させる状態に移行するものであること。

ニ〇リ (略)

三〇四 (略)

五 地区音響装置(次号に掲げるものを除く。以下この号にお

て同じ。)は、P型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、P型三級受信機、GP型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの若しくはGP型三級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域に設ける場合又は放送設備を第二十五条の二に定めるところにより設置した場合を除き、次に定めるところにより設けること。

イ 音圧又は音色は、次の(イ)から(ハ)までに定めるところによること。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 令別表第一(二)項ニ、(イ)項イ、(イ)項及び(ロ)項に掲げる防火対象物(同表(イ)項イ、(イ)項及び(ロ)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(二)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。次号イ(ハ)並びに第二十五条の二第二項第一号イ(ハ)及び第三号イ(ハ)において同じ。)のうち、遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供する個室(これに類する施設を含む。以下この号、次号イ(ハ)並びに第二十五条の二第二項第一号イ(ハ)及び第三号イ(ハ)において同じ。)があるものにあつては、当該役務を提供している間においても、当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるよう措置されていること。

ロ(ト) (略)

て同じ。)は、P型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、P型三級受信機、GP型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの若しくはGP型三級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域に設ける場合又は放送設備を第二十五条の二に定めるところにより設置した場合を除き、次に定めるところにより設けること。

イ 音圧又は音色は、次の(イ)及び(ロ)に定めるところによること。

(イ)・(ロ) (略)

ロ(ト) (略)

五の二 地区音響装置（音声により警報を発するものに限る。以下この号において同じ。）は、前号（イ、ハ及びトを除く。）の規定の例によるほか、次に定めるところにより設けること。
イ 音圧又は音色は、次の(イ)から(ハ)までに定めるところによること。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 令別表第一(二)項ニ、(イ)項イ、(ロ)項及び(ハ)項に掲げる防火対象物のうち、遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供する個室があるものにあつては、当該役務を提供している間において、当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるよう措置されていること。

ロ〜ニ (略)

六〜九 (略)

(非常警報設備に関する基準)

第二十五条の二 (略)

2 非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 非常ベル又は自動式サイレンの音響装置は、次のイからハマで定めるところにより設けること。

イ 音圧又は音色は、次の(イ)から(ハ)までに定めるところによる

五の二 地区音響装置（音声により警報を発するものに限る。以下この号において同じ。）は、前号（イ、ハ及びトを除く。）の規定の例によるほか、次に定めるところにより設けること。
イ 音圧又は音色は、次の(イ)及び(ロ) に定めるところによること。

(イ)・(ロ) (略)

ロ〜ニ (略)

六〜九 (略)

(非常警報設備に関する基準)

第二十五条の二 (略)

2 非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 非常ベル又は自動式サイレンの音響装置は、次のイからハマで定めるところにより設けること。

イ 音圧又は音色は、次の(イ)及び(ロ) に定めるところによる

こと。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 令別表第一(一)項ニ、(イ)項イ、〔六〕項及び〔六〕項に掲げる防火対象物のうち、遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供する個室があるものにあつては、当該役務を提供している間において、当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるよう措置されていること。

ロ・ハ (略)

二・二の二 (略)

三 放送設備は、次のイ及びロ又はハ並びにニからヲまでに定めるところにより設けること。

イ スピーカーの音圧又は音色は、次の(イ)から(ハ)までに定めるところによる。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 令別表第一(一)項ニ、(イ)項イ、〔六〕項及び〔六〕項に掲げる防火対象物のうち、遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供する個室があるものにあつては、当該役務を提供している間において、当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるよう措置されていること。

ロ・チ (略)

こと。

(イ)・(ロ) (略)

ロ・ハ (略)

二・二の二 (略)

三 放送設備は、次のイ及びロ又はハ並びにニからヲまでに定めるところにより設けること。

イ スピーカーの音圧又は音色は、次の(イ)及び(ロ)に定めるところによる。

(イ)・(ロ) (略)

ロ・チ (略)

リ 他の設備と共用するものにあつては、火災の際非常警報以外の放送（地震動予報等に係る放送（気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）第十三条の規定により気象庁が行う同法第二条第四項第二号に規定する地震動についての同条第六項に規定する予報及び同条第七項に規定する警報、気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第一百号）第十条の二第一号イに規定する予報資料若しくは同法第十七条第一項の許可を受けた者が行う地震動についての予報を受信し又はこれらに関する情報を入力した場合に行うものをいう。）であつて、これに要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを妨げないものを除く。）を遮断できる機構を有するものであること。

ル・ヲ (略)

四〇六 (略)

3 (略)

(誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分)

第二十八条の二 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、避難口誘導灯については、次の各号に定める部分とする。

一・二 (略)

リ 他の設備と共用するものにあつては、火災の際非常警報以外の放送

る機構を有するものであること。
を遮断でき

ル・ヲ (略)

四〇六 (略)

3 (略)

(誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分)

第二十八条の二 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、避難口誘導灯については、次の各号に定める部分とする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、令別表第一(一)項から(オ)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次のイからハまでに該当するもの

イ 次条第三項第一号イに掲げる避難口(主として当該居室に存する者が利用するものに限る。以下この号、次項第二号及び第三項第三号において同じ。)を有すること。

ロ 室内の各部分から、次条第三項第一号イに掲げる避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

ハ 燐光等により光を発する誘導標識(以下この条及び次条において「蓄光式誘導標識」という。)が消防庁長官の定めるところにより設けられていること。

2 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路誘導灯については、次の各号に定める部分とする。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、令別表第一(一)項から(オ)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次のイ及びロに該当するもの

イ 次条第三項第一号イに掲げる避難口を有すること。

ロ 室内の各部分から次条第三項第一号イに掲げる避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは蓄光式誘導標識を容易に

2 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路誘導灯については、次の各号に定める部分とする。

一 (略)

見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

三 令別表第一(一)項から(六)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、非常用の照明装置が設けられているものは傾斜路のうち、非常用の照明装置が設けられているもの

3 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、誘導標識については、次の各号に定める部分とする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、令別表第一(一)項から(六)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次のイ及びロに該当するもの

イ 次条第三項第一号イに掲げる避難口を有すること。

ロ 室内の各部分から次条第三項第一号イに掲げる避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは蓄光式誘導標識を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

(誘導灯及び誘導標識に関する基準の細目)

第二十八条の三 (略)

2・3 (略)

4 誘導灯の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～三 (略)

二 令別表第一(一)項から(六)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、非常用の照明装置が設けられているもの

3 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、誘導標識については、次の各号に定める部分とする。

一・二 (略)

(誘導灯及び誘導標識に関する基準の細目)

第二十八条の三 (略)

2・3 (略)

4 誘導灯の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～三 (略)

三の二 令別表第一(一)項ニ、(ア)項イ、(カ)項及び(キ)項に掲げる防火対象物(同表(ア)項イ、(カ)項及び(キ)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(一)項ニに掲げる防火対象物の用途に供する部分に限る。)に設ける通路誘導灯(階段及び傾斜路に設けるものを除く。)にあつては、床面又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている場合にあつては、この限りでない。

四〇十二 (略)

5 誘導標識(前条第一項第三号ハ及び前項第三号の二に基づき設置する蓄光式誘導標識を除く。)の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

6 (略)

四〇十二 (略)

5 誘導標識

の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

6 (略)

○ 消防法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表（第三条関係）
消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（誘導灯及び誘導標識に関する基準の細目） 第二十八条の三（略） 2・3（略）</p> <p>4 誘導灯の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 非常電源は、直交変換装置を有しない蓄電池設備によるものとし、その容量を誘導灯を有効に二十分間（消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の前項第一号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに掲げる避難口に通ずる廊下及び通路、乗降場（地階にあるものに限る。）並びにこれに通ずる階段、傾斜路及び通路並びに直通階段に設けるもの（消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物めるところにより蓄光式誘導標識を除く。）にあつては、又はその部分にあつては、通路誘導灯を除く。）にあつては、六十分間）作動できる容量（二十分間を超える時間における作動に係る容量にあつては、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によるものを含む。）以上とす</p>	<p>（誘導灯及び誘導標識に関する基準の細目） 第二十八条の三（略） 2・3（略）</p> <p>4 誘導灯の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 非常電源は、直交変換装置を有しない蓄電池設備によるものとし、その容量を誘導灯を有効に二十分間（消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の前項第一号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに掲げる避難口に通ずる廊下及び通路、並びに直通階段に設けるもの</p> <p>にあつては、六十分間）作動できる容量（二十分間を超える時間における作動に係る容量にあつては、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によるものを含む。）以上とす</p>

<p>るほか、第十二条第一項第四号イ(イ)から(ニ)まで及び(ウ)、ロ(ロ)から(ニ)まで、ハ(イ)から(ニ)まで、ニ(イ)及び(ロ)並びにホの規定の例により設けること。</p> <p>十一・十二 (略)</p> <p>5 誘導標識(前条第一項第三号ハ並びに前項第三号の二及び第十号)に基づき設置する蓄光式誘導標識を除く。)の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>るほか、第十二条第一項第四号イ(イ)から(ニ)まで及び(ウ)、ロ(ロ)から(ニ)まで、ハ(イ)から(ニ)まで、ニ(イ)及び(ロ)並びにホの規定の例により設けること。</p> <p>十一・十二 (略)</p> <p>5 誘導標識(前条第一項第三号ハ及び前項第三号の二)に基づき設置する蓄光式誘導標識を除く。)の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>6 (略)</p>
---	---

○ 消防法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表（第四条関係）
 消防法施行規則の一部を改正する省令（平成十一年自治省令第五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 平成十一年十月一日において現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における誘導灯のうち、新規則第二十八条の三第一項から第四項までの規定に適合しないものに係る技術上の基準（非常電源に係るものを除く。）については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 平成十一年十月一日において現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における誘導灯のうち、新規則第二十八条の三第一項から第四項までの規定に適合しないものに係る技術上の基準 については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

○消防庁告示第二十一号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十八条の二第一項第三号ハ並びに第二十八条の三第
四項第三号の二及び第十号並びに同条第六項の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する
告示を次のように定める。

平成二十一年九月三十日

消防庁長官 河野 栄

誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する告示

第一条 誘導灯及び誘導標識の基準（平成十一年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第一中「以下「規則」という。」の下に「第二十八条の二第一項第三号ハ並びに」を加え、「及び第
四項」を「、第四項第三号の二及び」に改める。

第二第一号中「蓄光式誘導標識」を「中輝度蓄光式誘導標識」に、「平均輝度を有する誘導標識」を「
平均輝度を有する蓄光式誘導標識（規則第二十八条の二第一項第三号ハに規定する蓄光式誘導標識をいう。
以下同じ。）」に改め、同第二号中「平均輝度を有する誘導標識」を「平均輝度を有する蓄光式誘導標識

」に改める。

第三を次のように改める。

第三 避難口誘導灯の設置を要しない居室の要件

一 規則第二十八条の二第一項第三号ハの消防庁長官が定める避難口誘導灯の設置を要しない居室に設置する蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次に定めるところによる。

(一) 蓄光式誘導標識は、高輝度蓄光式誘導標識とすること。

(二) 規則第二十八条の三第三項第一号イからニまでに掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。

(三) 性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。

(四) 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。

二 規則第二十八条の三第三項第一号ハの消防庁長官が定める居室は、室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が百平方メートル（主として防

火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、四百平方メートル以下であるものとする。

第三の次に次のように加える。

第三の二 通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目

規則第二十八条の三第四項第三号の二の消防庁長官が定める通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次に定めるところによる。ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合にあつては、この限りでない。

一 蓄光式誘導標識は、高輝度蓄光式誘導標識とすること。

二 床面又はその直近の箇所には設けること。

三 廊下及び通路の各部分から一の蓄光式誘導標識までの歩行距離が七・五メートル以下となる箇所及び曲がり角に設けること。

四 性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。

五 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。

第五第三号中「蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識」を「中輝度蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識」に改める。

第二条 誘導灯及び誘導標識の基準の一部を次のように改正する。

第三の二中「第二十八条の三第四項第三号の二」の下に「及び第十号」を加える。

第四第一号を次のように改める。

一 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表（以下「令別表」という。）第一(一)項から(六)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすこと。

(一) 延べ面積五万平方メートル以上

(二) 地階を除く階数が十五以上であり、かつ、延べ面積三万平方メートル以上

第四第二号の次に次の一号を加える。

三 令別表第一(十)項又は(六)項に掲げる防火対象物（同表(六)項に掲げる防火対象物にあつては、同表第一(十)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、乗降場が地階にあり、かつ、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したものであること。

附 則

この告示は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年九月一日から施行する。

○ 誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する告示案新旧対照表（第一条関係）
 誘導灯及び誘導標識の基準（平成十一年消防庁告示第二号）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一 趣旨</p> <p>この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）<u>第二十八条の二第一項第三号ハ並びに第二十八条の三第三項第一号ハ、第四項第三号の二及び第十号並びに第六項の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の基準を定めるものとする。</u></p> <p>第二 用語の意義</p> <p>この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 中輝度蓄光式誘導標識 J I S Z 八七一六の常用光源蛍光ランプD六五（第五第三号<u>四</u>）において「<u>蛍光ランプ</u>」という。により照度二百ルクスの外光を二十分間照射し、その後二十分経過した後における表示面（次号において「照射後表示面」という。）が二十四ミリカンデラ每平方米以上百ミリカンデラ每平方米未満の平均輝度を有する蓄光式誘導標識（規則第二十八条の二第一項第三号ハに規定する蓄光式誘導標識）</p>	<p>第一 趣旨</p> <p>この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）<u>第二十八条の三第三項第一号ハ及び第四項第二十八号の三第三項第一号ハ及び第十号並びに第六項の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の基準を定めるものとする。</u></p> <p>第二 用語の意義</p> <p>この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 蓄光式誘導標識 J I S Z 八七一六の常用光源蛍光ランプD六五（第五第三号<u>四</u>）において「<u>蛍光ランプ</u>」という。により照度二百ルクスの外光を二十分間照射し、その後二十分経過した後における表示面（次号において「照射後表示面」という。）が二十四ミリカンデラ每平方米以上百ミリカンデラ每平方米未満の平均輝度を有する誘導標識</p>

をいう。以下同じ。）をいう。

- 二 高輝度蓄光式誘導標識 照射後表示面が百ミリカンデラ毎平方メートル以上の平均輝度を有する蓄光式誘導標識をいう。

第三 避難口誘導灯の設置を要しない居室の要件

- 一 規則第二十八条の二第一項第三号ハの消防庁長官が定める避難口誘導灯の設置を要しない居室に設置する蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次に定めるところによる。

(一) 蓄光式誘導標識は、高輝度蓄光式誘導標識とすること。

(二) 規則第二十八条の三第三項第一号イからニまでに掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。

(三) 性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。

(四) 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。

- 二 規則第二十八条の三第三項第一号ハの消防庁長官が定める居室は、室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が百平方メートル（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、四百平方メートル）以下であ

をいう。

- 二 高輝度蓄光式誘導標識 照射後表示面が百ミリカンデラ毎平方メートル以上の平均輝度を有する誘導標識 をいう。

第三 避難口誘導灯の設置を要しない居室の要件

- 規則第二十八条の三第三項第一号ハの消防庁長官が定める居室は、室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が百平方メートル（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、四百平方メートル）以下であるものとする。

るものとする。

第三の二 通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目

規則第二十八条の三第四項第三号の二の消防庁長官が定める通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次に定めるところによる。ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法により、これと同等以上の避難安全性が確保されている場合にあつては、この限りでない。

- 一 蓄光式誘導標識は、高輝度蓄光式誘導標識とすること。
- 二 床面又はその直近の箇所に設けること。
- 三 廊下及び通路の各部分から一の蓄光式誘導標識までの歩行距離が七・五メートル以下となる箇所及び曲がり角に設けること。

四 性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。

五 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。

第五 構造及び性能

規則第二十八条の三第六項の規定に基づき、誘導灯及び誘導標

第五 構造及び性能

規則第二十八条の三第六項の規定に基づき、誘導灯及び誘導標

識の構造及び性能は、次に定めるところによる。

一・二 (略)

三 誘導標識（中輝度蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識を含む。以下この号において同じ。）の構造及び性能は、次に定めるところによること。

(一) (四) (略)

識の構造及び性能は、次に定めるところによる。

一・二 (略)

三 誘導標識（蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識を含む。以下この号において同じ。）の構造及び性能は、次に定めるところによること。

(一) (四) (略)

誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する告示案新旧対照表（第二条関係）
 ○ 誘導灯及び誘導標識の基準（平成十一年消防庁告示第二号）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三の二 通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目</p> <p>規則第二十八条の三第四項第三号の二及び第十号の消防庁長官が定める通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次に定めるところによる。ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合にあっては、この限りでない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>第四 非常電源の容量を六十分間とする防火対象物の要件</p> <p>規則第二十八条の三第四項第十号の消防庁長官が定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>第三の二 通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目</p> <p>規則第二十八条の三第四項第三号の二 の消防庁長官が定める通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次に定めるところによる。ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合にあっては、この限りでない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>第四 非常電源の容量を六十分間とする防火対象物の要件</p> <p>規則第二十八条の三第四項第十号の消防庁長官が定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p>

三 令別表第一(十)項又は(㉑)項に掲げる防火対象物（同表(㉑)項に掲げる防火対象物にあつては、同表第一(十)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、乗降場が階にあり、かつ、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したものであること。

○消防庁告示第二十二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十五条の二第三項の規定に基づき、非常警報設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第六号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月三十日

消防庁長官 河野 栄

第四第一号(四)中「放送」の下に「（地震動予報等に係る放送（消防法施行規則第二十五条の二第二項第三号りに規定するものをいう。(五)において同じ。）であつて、放送に要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを妨げないものを除く。）」を加え、同号中(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)の次に次のように加える。

(五) 地震動予報等に係る放送を行う機能を有するものにあつては、地震動予報等に係る放送を行つてい
る間に、起動装置若しくは操作部を操作した場合又は自動火災報知設備等から起動のための信号を受
信した場合には、地震動予報等に係る放送が終了した後、直ちに、かつ、自動的に非常警報の放送を
行うものであること。

附 則

この告示は、平成二十一年十二月一日から施行する。

○ 非常警報設備の基準の一部を改正する告示案新旧対照表
 非常警報設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第四 放送設備の構造及び性能</p> <p>一 放送設備の構造及び性能は、次に定めるところによる。</p> <p>(一) (三) (略)</p> <p>(四) 非常警報以外の目的と共用するものにあつては、起動装置若しくは操作部を操作した際又は自動火災報知設備等から起動のための信号を受信した際、自動的に非常警報以外の目的の放送（地震動予報等に係る放送（消防法施行規則第二十五条の二第二項第三号りに規定するものをいう。（五）において同じ。）であつて、放送に要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを妨げないものを除く。）を直ちに停止できるものであること。</p> <p>(五) 地震動予報等に係る放送を行う機能を有するものにあつては、地震動予報等に係る放送を行っている間に、起動装置若しくは操作部を操作した場合又は自動火災報知設備等から起動のための信号を受信した場合には、地震動予報等に係る放送が終了した後、直ちに、かつ、自動的に非常警報の放送を行うものであること。</p>	<p>第四 放送設備の構造及び性能</p> <p>一 放送設備の構造及び性能は、次に定めるところによる。</p> <p>(一) (三) (略)</p> <p>(四) 非常警報以外の目的と共用するものにあつては、起動装置若しくは操作部を操作した際又は自動火災報知設備等から起動のための信号を受信した際、自動的に非常警報以外の目的の放送</p> <p>を直ちに停止できるものであること。</p>

二
七
(略)

(六)
(七)

(略)

二
七
(略)

(五)
(六)

(略)